

議題（１）規約の改正について

１．箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由

平成 18 年 10 月の改正道路運送法施行により「地域公共交通会議」の設置がもりこまれ、道路運送法の特例（協議した路線の運賃・料金や地域のニーズに即した乗合運送サービスの態様の許可等の手続きが簡略化・弾力化）が得られることから、地域公共交通会議の機能を位置づけるために本規約を改正するものである。

（２）改正内容

第 2 条中、「行うことを目的とする。」を「行うと共に、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。」に改める。

第 4 条中、第 1 項第 4 号を「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。」に改めるとともに、第 5 号「前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。」を加える。

（３）新旧対照表

旧	新
<p>第 1 条 略</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。</p> <p>以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</p> <p>第 3 条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成する</p>	<p>第 1 条 略</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。</p> <p>以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>第 3 条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成する</p>

<p>ため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第6条～第22条 略</p>	<p>ため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。</u></p> <p>(5) <u>前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>第6条～第22条 略</p>
---	---